

令和2年9月15日2箇所改正

令和5年4月23日1箇所改正

令和6年12月15日2箇所改正

入会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会（以下「本会」という。）の会員の入会に関する事項を定めることを目的とする。

(A会員及びB会員の入会)

第2条 A会員及びB会員として本会に入会を希望する者は、当該者が所属する又は所属しようとする都道府県耳鼻咽喉科医会（以下「所属医会」という。）を経由して、所定の様式による入会申込書を提出する。また、入会金及び会費規程の定めに基づき、当該入会申込書提出時に、所属医会を経由して、入会金及び会費を一緒に納入しなければならない。

2 前項の入会申込書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 該当する会員種別（A会員又はB会員）

(2) 氏名

(3) 住所（連絡先が別の場合は、連絡先住所も含む。）

(4) 連絡先電話番号

(5) 生年月日

(6) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会（以下「日耳鼻」という。）の会員番号

(7) Eメールアドレス

3 医療機関の開設者又は管理者以外の者がA会員として入会を希望する場合は、前項の入会申込書に、その旨を記載しなければならない。

4 所属医会は、第1項の入会申込書、入会金及び会費を、遅滞なく本会へ提出しなければならない。

(C会員への種別変更)

第3条 本会のA会員又はB会員となった日から10年を経過（以下「在籍年数」という。）しているA会員又はB会員であって、日耳鼻を退会した者は、C会員に会員種別を変更することができる。

2 前項に関わらず、在籍年数を満たさずに日耳鼻を退会したA会員又はB会員が、C会

員への会員種別の変更を希望した場合には、理事会の決議によりC会員とすることができる。

- 3 日耳鼻を退会したA会員又はB会員は、日耳鼻退会后遅滞なく、所属医会を経由してC会員への会員種別変更希望の有無を通知しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に定める会員種別の変更日は、日耳鼻退会日とする。
- 5 日耳鼻を退会したA会員又はB会員であって、C会員への会員種別の変更を希望しない者については、定款第10条第1項第2号に基づき、C会員へ変更することなく、本会の会員資格を喪失する。

(D会員の入会)

第4条 D会員として本会に入会を希望する者は、勤務地又は居所を管轄する都道府県耳鼻咽喉科医会（以下「各医会」という。）を経由して、所定の様式による入会申込書を提出する。また、入会金及び会費規程の定めに基づき、当該入会申込書提出時に、各医会を経由して、会費を一緒に納入しなければならない。

- 2 前項の入会申込書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所（連絡先が別の場合は、連絡先住所も含む。）
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 生年月日
- (5) 勤務先（住所、名称、電話番号）
- (6) 職種
- (7) Eメールアドレス

- 3 各医会は、第1項の入会申込書及び会費を、遅滞なく本会へ提出しなければならない。

(賛助会員の入会)

第5条 賛助会員として、本会に入会を希望する者は、入会申込書に下記の書類を添えて本会へ提出する。

- (1) 法人の場合…登記事項証明書（発行日3ヵ月以内）
団体の場合…団体の概要が分かるパンフレット等
個人の場合…住所、氏名の分かる公的書類（運転免許証等）の写し
- (2) その他本会が必要とする書類

(入会の承認)

第6条 入会希望者については、定款第6条に定めるところにより、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会希望者は、前項の承認を受けた時に、本会の会員としての資格を取得する。ただ

し、入会日は本会に入会申込書が提出された日とする。

(B会員がA会員となった場合)

第7条 第2条及び第6条第2項の規定は、B会員がA会員となった場合に準用する。

(規則の改正)

第6条 この規則の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会設立の時から施行する。

附則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和7年3月31日迄に日耳鼻を退会した会員が、C会員となることを希望した場合は、第3条の規定に関わらず、理事会の決議により令和7年4月1日よりC会員とすることができるものとする。